

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

**問合せ先** 役場 収納課  
内線 120・122

### 税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 12月14日(水)午後2時～4時(二人30分以内)

**ところ** 役場会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

### その他

・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

・プライバシーは守られます。

### 問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

### 「税を考える週間」 暮らしと税金

### 無料税務相談会

東海税理士会津島支部では、無料税務相談会を開催します。税金に関する心配なことがあればお気軽にご来場ください。

**とき** 11月13日(日)午前10時～午後2時

**ところ** 弥富市十四山センター(ねんぐ祭り会場)、ヨシヅヤ本店

**問合せ先** 東海税理士会津島支部事務局  
☎0567(23)0455

(平日午前9時～午後3時)

### 平成28年分

### 年末調整・青色申告

### 決算説明会のお知らせ

**年末調整説明会** 11月14日(月)

午後1時30分～3時20分(大治町、弥富市、あま市、蟹江町、飛鳥村の方)

### 青色申告決算説明会

11月25日(金)午前9時30分～11時30分(個人で青色申告の方)

**ところ** 津島市文化会館 小ホール

### 平成28年分

### 所得税確定申告書等の 送付について

青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封して送付します。

なお、平成27年分の所得税および消費税の確定申告の際に、e-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所等からパソコンを使用して提出された方)や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページ「申請・届出様式」から出力するか、税務署の窓口等でお受け取りください。

**問合せ先** 津島税務署

☎0567(26)2164

HP <http://www.nta.go.jp>

### 休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**とき** 12月3日(土)・4日(日)  
午前8時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課

## 個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税第2期分の納期限は、11月30日(水)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、次の方法で納付してください。

- お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等での納付

- Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付

- インターネット(愛知県県税専用支払ページ)でのクレジット・カードによる納付(1万円ごとに73円(消費税別)の決済手数料がかかります。)

※ゆうちょ銀行および郵便局、Pay-easy並びにクレジット・カードでの納付は領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、

## 公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申込ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。詳しくは、お問合せください。

**問合せ先** 役場 企画課 内線126  
 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671  
 スポーツセンター ☎(443)7077



ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

**問合せ先** 西尾張県税事務所  
 県民税・事業税第2グループ  
 ☎0586(45)3169  
 http://www.pref.aichi.jp/zeinnu/

## コミュニティ(ふれあい)センターをご活用ください

八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンターは、和室や多目的ホール、料理実習室などの部屋があり、町民であれば、誰でも利用することができます。サークル活動や話し合いの場としてぜひご活用ください。

## 歯の健康講座

海部歯科医師会

### 「成長期の矯正歯科治療」

矯正歯科治療は大人になってからでも受けることができますが、幼少期から治療を受けることで、歯並び噛み合わせをより理想的な状態に改善できるケースが多く見られます。

骨の成長が止まってしまった大人の場合は、顎の骨の大きさは手術以外ほとんど変えることができませんが、まだ成長段階にある子どもの場合は治療によって上下の顎の成長を抑制したり促したりして、コントロールすることでバランスを整えることが可能となり、骨格的な改善を図ることができるからです。

また、使用する矯正装置も比較的シンプルなものでも済むことが多く、永久歯より乳歯の方が動きやすいため、弱い力で歯を動かすことができ、痛みが大人に比べて弱いとされており、早期治療のメリットでもあります。加えて、出っ歯の子どもの場合は日常生活の中で上の前歯をぶつけやすい傾向にあります。早期治療を行うことでこうしたリスクが軽減され、転倒などによる歯の損傷を回避でき、けがの予防につながります。歯並び噛み合わせが悪いと発音や呼吸にも影響を与えるため、早期に改善をしておくことより効果的です。

逆にデメリットとしては、治療期間の長さが挙げられます。通常、早期治療と本格治療をセットで行うことが多いため、早期治療後の経過観察を含めると、幼少期から始めた矯正歯科治療は成長発育が終わるまで続くことになり、そのため、お子さん自身が治療に前向きではない場合などは、歯のお手入れ不足から虫歯がでやすくなってしまう可能性があります。また、取り外し式の装置などを使用する際は、患者であるお子さんの協力が必要となり、成果や期間などに影響を与えます。治療途中で十分な協力が得られにくくなる可能性もありますので、周囲のご家族のサポートでお子さんのやる気を持続させてあげることが大切です。